

公 示

四運自公第6号

一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃変更要請・自動認可運賃変更申請(運賃改定)

標記について、道路運送法第89条第1項第2号に基づく同法施行規則第55条の規定及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第18条の3第1項に基づく同法施行規則第11条の2の規定に基づき下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の3に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和8年7月17日までに、四国運輸局又は高知運輸支局に提出されたい。

令和8年7月8日

四国運輸局長



1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

事案番号	申請者	運賃適用地域	申請概要	備考(現行運賃)	
令和8年度 旅B第32号 ┆ 旅B第53号	高知県の タクシー会社 22者	高知地区 (高知県全域)	改定率: 9.5% ~ 29.5%  ○普通車 距離制運賃 (初乗) 1.0km 610~720円 (加算) 259 ~ 307m 100円 時間距離併用運賃(9km/H以下)及び 待料金 1分45秒 ~ 2分05秒 100円 時間制運賃(30分) 3,360 ~ 4,070円  ※各事業者ごとの申請内容は別紙参照	【旧高知県高知市域地区】 現行上限運賃 ○普通車 距離制運賃 (初乗) 1.0km 560円 (加算) 269m 80円 時間距離併用運賃(9km/H以下) 及び待料金 1分50秒 80円 時間制運賃(30分) 3,150円	【旧高知県郡部地区】 現行上限運賃 ○普通車 距離制運賃 (初乗) 1.0km 560円 (加算) 282m 80円 時間距離併用運賃(9km/H以下) 及び待料金 1分55秒 80円 時間制運賃(30分) 2,950円